宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区本町三丁目８番１号
電話 022(211)2267
(毎週火，金曜日発行)

目次

ページ
規則
○財務規則及び財務規則の一部を改正する規則による改正前の財務規則の一部を改正する規則 (会計課) 一
告示
○出納事務の委任等に関する規程 (会計課) 三
○地方公所の指定 (同) 三
出納長訓令
○出納事務決裁規程及び出納事務決裁規程の一部を改正する訓令による改正前の出納事務決裁規程の一部を改正する訓令 (会計課) 三

規則

財務規則及び財務規則の一部を改正する規則による改正前の財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事　村井嘉浩

○宮城県規則第六十号

財務規則及び財務規則の一部を改正する規則による改正前の財務規則の一部を改正する規則

(財務規則の一部改正)

第一条　財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「県税に」を「地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)に規定する地方法人特別税(以下単に「地方法人特別税」という。)並びにこれらに」に改める。

第三十六条第一項中「により」の下に「歳入の」を加え、「歳入の還付を」を削り、同条第二項中「支払請求しなければ」を「支払請求をしなければ」に改め、「又は口座振替払(県税等に係るものに限る。)」を削り、同条第三項中「その払いもどしに必要な予算」を「当該金額を払い戻すために必要な歳出予算」に改める。

第四十条の次に次の一条を加える。

(指定代理納付者の指定)

第四十条の二　歳入徴収者は、法第二百三十一条の二第六項に規定する指定代理納付者の指定をしようとするときは、次に掲げる事項について会計管理者に協議しなければならない。

一　納入義務者が指定代理納付者に納付させることができる歳入の種類
二　納入義務者が指定代理納付者に歳入を納付させることを申し出る方法
三　指定代理納付者が歳入を納付する時期及び方法
四　手数料
五　担保及び賠償責任
六　その他納付事務の執行に必要な事項

２　歳入徴収者は、前項の指定代理納付者の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

第五十一条中「支出命令決議書により支出の通知」を「規定による支出命令」に、「その内容を審査し、その」を「第七条第一項の規定による審査と併せて、当該」に、「の確認を」を「が確定していることを確認」に、「必要」を「必要がある」に、「実地において」を「実地について」に改める。

第五十二条第二項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第一号中「購入経費」を「代価」に改め、同項第二号中「の支払に要する経費」を削り、同項第三号中「必要と」を「支払を」に改め、同項第四号中「直接支払を要する」を「現金支払を必要とする」に改め、同項第六号中「県税の賦課調査、青少年保護に係る」を「県税等の賦課徴収に関する調査、青少年の健全な育成に関する」に、「直接支払を要する」を「現金支払を必要とする」に改め、同項第九号中「土地収用」を「土地の収用又は使用」に改め、「補償金」の下に「及び加算金」を加え、同項第十一号中「直接支払を要する」を「現金支払を必要とする」に改め、同項第十三号中「の受信料」を「に対し支払う受信料」に改め、同項第十五号中「支払わなければならない」を「支払う必要がある」に、「直接支払」を「現金支払」に改め、同条第三項中「支払事務に従事する」を「債権者のために現金支払をする」に改め、同条第四項中「その」を「、その」に改め、「ただし、」の下に「支出命令者が」を加え、同条第七項を削る。

第五十五条第一項中「定める」を「掲げる」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二項

を削る。

第五十七条第一項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第二号中「家屋に係る」を「土地に定着する物件に関する」に、「ついては」を「あつては」に、「に必要な添付書類」を「をする場合にその嘱託情報と併せて登記所に提供しなければならない情報」に改め、同条第二項を削る。

第五十八条第一項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第二号中「競り売り」を「せり売り」に改め、同項第三号中「県税又は当該県税に係る税外収入金」を「県税等の収入金」に改め、同項第四号中「等に係る収入金」を「及びこれに類するものの販売代金」に改め、同条第二項中「領収書その他証明に必要な」を「債権者の領収書その他支払をしたことを証する」に改め、同条第三項中「、その」を「その」に改め、同条第四項中「第一項及び第二項」を削る。

第九十八条第一項に次の一号を加える。

六　財産を売り払う契約を締結しようとする場合において、一般競争入札に参加しようとする者が、知事が適当と認める者との間に、期限を定めず当該一般競争入札に参加しようとする者に係る入札保証金に相当する額を契約執行者の催告により当該知事が適当と認める者が納付することを約する契約を締結したとき。

第百条に次のただし書を加える。

ただし、第百条の四の規定により予定価格を公表したとき（第百条の二第一項に規定する調査基準価格又は第百条の三に規定する最低制限価格を設けたときを除く。）は、封書にしておくことを要しない。

第百一条の二第四項中「封書」の下に「（同条ただし書に規定する場合にあつては、予定価格調書）」を加える。

第百七条の表第九十九条の項の次に次のように加える。

第百条	第百条の四	第百七条において準用する第百条の四
	第百条の二第一項	第百七条において準用する第百条の二第一項
	第百条の三	第百七条において準用する第百条の三

第百十条の表第百条の項を次のように改める。

第百条	その競争入札	そのせり売り
	当該事項に関する設計書、仕様書等	売り払う動産の客観的な時価、取引の実例価格、需給の状況等
	第百条の四	第百十条において準用する第百条の四
	公表したとき（第百条の二第一項に規定する調査基準価格又は第百条の三に規定する最低制限価格を設けたときを除く。）	公表したとき

第百十条の表第百一条の二第四項の項中「封書」の下に「（同条ただし書に規定する場合にあつては、予定価格調書）」を加える。

第百二十二条第一項中「年三・七パーセント」を「年三・六パーセント」に改める。

第百二十九条第一号イ⑴中「第百六十七条の十三」の下に「及び第百六十七条の十四」を加え、同号ロ中⑺を⑻とし、⑹の次に次のように加える。

⑺　地方法人特別税

第百二十九条第一号ハ⑶中「法令の規定により」を削り、同条第二号イ及びロ以外の部分中「有価証券」を「保管有価証券」に改め、同号ロ中「属さない」を「属しない」に改める。

第百三十条の二を削る。

第二百十四条第二項中「第五十二条第七項、第五十五条第二項、第五十七条第二項及び」を削る。

第二百十八条中「、宮城大学」及び「（宮城大学を除く。）」を削る。

（財務規則の一部を改正する規則による改正前の財務規則の一部改正）

第二条　財務規則の一部を改正する規則（平成十九年宮城県規則第七十五号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による改正前の財務規則の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「県税に」を「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税（以下単に「地方法人特別税」という。）並びにこれらに」に改める。

第百三十条の二第一項を削る。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　宮城大学における平成二十年度予算に係る会計事務については、なお従前の例による。

3　地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）附則第三条第二項の規定により同法による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百六十八条の規定がなおその効力を有するものとされる場合における改正後の財務規則第四十条の二第一項の規定の適用について

は、同項中「会計管理者」とあるのは、「出納長」とする。

告　示

○宮城県告示第三百二十八号

出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示

出納事務の委任等に関する規程（昭和六十年宮城県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「及び県税に」を「、地方法人特別税及びこれらに」に、「（経済商工観光部」を「（総務部、経済商工観光部」に、「産業経済部」を「総務部人事課、」に改め、同表の三の項中

「

2　歳入歳出外現金の出納

3　歳入歳出外現金（宮城大学奨学交付金に限る。）の保管

4　有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管

5　物品の出納、保管及び記録管理

6　占有動産の出納、保管及び記録管理

7　支出負担行為の確認、支出命令の審査及び支出執行

」

を

「

2　歳入歳出外現金の出納

3　有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管

4　物品の出納、保管及び記録管理

5　占有動産の出納、保管及び記録管理

6　支出負担行為の確認、支出命令の審査及び支出執行

」

に改める。

附　則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

○宮城県告示第三百二十九号

平成十二年宮城県告示第四百九号（地方公所の指定）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、行政組織規則の一部を改正する規則（平成二十一年宮城県規則第二十九号）による改正前の行政組織規則（昭和三十五年宮城県規則第七十六号）第百条に規定する宮城大学における平成二十年度予算に係る会計事務については、公立大学法人宮城大学を財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七条）第二条第二号に規定する地方公所とみなす。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

第一号中「大崎県税事務所、栗原県税事務所、登米県税事務所、石巻県税事務所、東部県税事務所」を「北部県税事務所」に、「、消防学校及び宮城大学」を「及び消防学校」に改める。

第三号中「、動物愛護センター及び消費生活センター」を「及び動物愛護センター」に改める。

第四号中「、視覚障害者情報センター」を削る。

第八号中「盲学校、ろう学校、光明養護学校、船岡養護学校、拓桃養護学校、西多賀養護学校、山元養護学校、金成養護学校、角田養護学校、石巻養護学校、気仙沼養護学校、古川養護学校、名取養護学校」を「視覚支援学校、聴覚支援学校、光明支援学校、船岡支援学校、拓桃支援学校、西多賀支援学校、山元支援学校、金成支援学校、角田支援学校、石巻支援学校、気仙沼支援学校、古川支援学校、名取支援学校」に、「利府養護学校、迫養護学校」を「利府支援学校、迫支援学校」に改める。

出納長訓令

○出納長訓令第一号

出納事務決裁規程及び出納事務決裁規程の一部を改正する訓令による改正前の出納事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

宮城県出納長　庄　子　正　昭

出納事務決裁規程及び出納事務決裁規程の一部を改正する訓令による改正前の出納事務決裁規程の一部を改正する訓令

（出納事務決裁規程の一部改正）

第一条　出納事務決裁規程（昭和六十年出納長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「（昭和三十九年宮城県規則第七号）」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第四十条の二第一項の規定による承認

第五条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　財務規則第二十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による承認

（出納事務決裁規程の一部を改正する訓令による改正前の出納事務決裁規程の一部改正）

第二条　出納事務決裁規程の一部を改正する訓令（平成十九年出納長訓令第一号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同訓令による改正前の出納事務決裁規程の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「財務規則」を「改正前の財務規則」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三

号中「財務規則」を「改正前の財務規則」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）」を「財務規則の一部を改正する規則（平成十九年宮城県規則第七十五号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による改正前の財務規則（以下「改正前の財務規則」という。）」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　財務規則の一部を改正する規則（平成二十一年宮城県規則第六十号）附則第三項の規定により読み替えて適用する財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第四十条の二第一項の規定による承認

第四条第五号中「財務規則」を「改正前の財務規則」に改め、同号を同条第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　改正前の財務規則第二十二条第二項（財務規則第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による承認

附　則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。